

2

子育て世帯 臨時特例給付金について

申請は6月から

(児童手当の現況届と
同時に申請してください)

支給対象者

平成27年6月分の児童手当(特例給付※を除く)の受給者
※特例給付とは、児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人あたり
月額5千円を支給しているものです。



給付対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象となる児童(平成27年6月1日以後に生まれた児童は対象外)

支給額

対象者児童1人につき3千円(給付は1回限りです)

申請受付について

児童手当の現況届と1枚になった申請書を6月上旬に郵送しますので、現況届とあわせて申請してください。

申請期間=6月1日(月)~12月1日(火) ※児童手当現況届は6月30日(火)が提出期限です。

申請先=こども福祉課

※公務員の方は、申請方法が異なりますので、勤務先に確認してください。

※子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の両方の支給要件に該当する場合は、両方給付されます。

問合せ

子育て世帯臨時特例給付金事務担当(こども福祉課)(内線522)

児童手当のお知らせ

現況届の提出をお忘れなく!

6月上旬に、届出用紙を受給者に郵送します。
必ず6月中旬に提出してください。

5月末現在、児童手当を受けている人は、「現況届」を提出してください。現況届は、受給者の前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。

提出しないと引き続き受給資格があっても、6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず6月中旬に提出してください。

◆今年度に限り、児童手当現況届と子育て世帯臨時特例給付金申請書が1枚の用紙になっています。

給付金については、上記をご覧ください。

提出期限=6月30日(火) ※郵送の場合は、6月30日(火)消印有効

児童手当の支払い

児童手当(6月定時支払分)は、6月15日(月)に受給者の預金口座に振り込みます。翌16日(火)以降に入金を確認してください。

※次のときは、すみやかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振込口座の変更や解約をしたとき
- ③名前や住所が変わったとき
- ④受給者が公務員になったとき

届出先・問合せ=こども福祉課 こども係(内線522)